

運 営 規 程

認知症対応型共同生活介護
介護予防認知症対応型共同生活介護

オークランドホーム
荒楯町さくら苑
オークランドホーム
南原町木洩れ陽

(事業の目的)

第1条 この規程はオークランドホーム株式会社が設置経営する(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業(以下「事業」という。)の運営及び利用について必要な事項を定め、事業所の職員が認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び支援、日常生活の中で心身の機能訓練を行なうことにより、認知症の進行を穏やかにし、認知症高齢者が精神的に安定して健康で明るい在宅生活を営むことができるようにすることを目的とする。

(運営方針)

第2条 (介護予防)認知症対応型共同生活介護は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行い、利用者がそれぞれの役割をもって、家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行うようにすること。

2 (介護予防)認知症対応型共同生活介護は、(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行うようにすること。

3 共同生活住居における介護従業者は、(介護予防)認知症対応型共同生活介護の提供に当っては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行なう事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 事業所	オークランドホーム荒楯町さくら苑
(2) 所在地	山形県山形市荒楯町二丁目18-7
(3) サテライト事業所	オークランドホーム南原町木洩れ陽
(4) サテライト事業所所在地	山形県山形市南原町三丁目11-1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 本事業所に勤務する職員の員数及び職務内容は次のとおりとする。

オークランドホーム荒楯町さくら苑 (こまくさ)

- | | |
|---------|--------|
| (1) 管理者 | 1名(兼務) |
|---------|--------|
- 管理者は、事業所の管理、業務の管理を一元的に行うとともに、所属職員を指揮監督する。
- | | |
|-------------|----------|
| (2) 計画作成担当者 | 1名以上(兼務) |
|-------------|----------|
- 計画作成担当者は、利用者に対し適切なサービスが提供されるよう(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画(以下「介護計画」という)を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連絡・調整を行う。また、介護計画の実施状況の把握を行い必要に応じて介護計画の変更を行うものとする。また、介護支援専門員である計画作成担当者は、介護支援専門員でない他の計画作成担当者の業務を監督するものとする。
- | | |
|-----------|-----------------|
| (3) 介護従業者 | 10名以上(兼務する者を含む) |
|-----------|-----------------|
- 介護従業者は、利用者に対し必要な介護及び支援を行なう。

オークランドホーム荒楯町さくら苑 (ひなぎく)

(1) 管理者 1名(兼務)

管理者は、事業所の管理、業務の管理を一元的に行うとともに、所属職員を指揮監督する。

(2) 計画作成担当者 1名以上(兼務)

計画作成担当者は、利用者に対し適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連絡・調整を行う。また、介護計画の実施状況の把握を行い必要に応じて介護計画の変更を行うものとする。

また、介護支援専門員である計画作成担当者は、介護支援専門員でない他の計画作成担当者の業務を監督するものとする。

(3) 介護従業者 10名以上(兼務する者を含む)

介護従業者は、利用者に対し必要な介護及び支援を行なう。

オークランドホーム南原町木洩れ陽

(1) 管理者 1名(兼務)

管理者は、事業所の管理、業務の管理を一元的に行うとともに、所属職員を指揮監督する。

(2) 計画作成担当者 1名以上(兼務)

計画作成担当者は、利用者に対し適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連絡・調整を行う。また、介護計画の実施状況の把握を行い必要に応じて介護計画の変更を行うものとする。

また、介護支援専門員である計画作成担当者は、介護支援専門員でない他の計画作成担当者の業務を監督するものとする。

(3) 介護従業者 10名以上(兼務する者を含む)

介護従業者は、利用者に対し必要な介護及び支援を行なう。

2 職員の定数は、前項の規定にかかわらず、本事業の運営のため必要がある場合は定数を超して職員を置くことができる。

3 前各号における職務は、必要が生じた場合、ホーム長の命により兼務することがある。

(利用定員)

第5条 利用定員は、オークランドホーム荒楯町さくら苑こまくさ9名・ひなぎく9名、オークランドホーム南原町木洩れ陽9名とする。

但し入院中の利用者又は家族が承諾すればその居室は空床利用することができる。

(介護内容)

第6条 本事業の内容は、次のとおりとする。

(1) 食事、排泄、入浴、整容等の介助

(2) 日常生活上の世話での個別援助

(3) 日常生活の中での機能訓練

(4) 相談、援助

(5) 医療連携体制の確保

(6) 個別の趣味活動、又は自立支援

(認知症対応型共同生活介護計画の作成)

第7条 事業の利用開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、個別に介護計画を作成する。

2 介護計画の作成、変更に際しては、利用者又はその家族に対し、当該計画の内容を説明し、利用者の同意を得て交付する。

3 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常にその実施

状況について評価を行ない必要に応じて介護計画の変更を行う。

(短期利用共同生活介護)

- 第8条 本事業所は、各共同生活住居の定員の中で、空いている居室や短期利用者専用のスペースを利用し、(介護予防)短期利用認知症対応型共同生活介護(以下「短期利用共同生活介護」という。)を提供する。
- 2 短期利用共同生活介護の定員は1の共同生活住居について1名とする。
 - 3 短期利用共同生活介護の利用は、あらかじめ30日以内の利用期間を定めるものとする。
 - 4 短期利用共同生活介護の利用に当たっては、利用者を担当する介護支援専門員が作成する居宅サービス計画又は介護予防サービス計画の内容に沿い、当事業所の計画作成担当者が介護計画を作成することとし、当該介護計画に従いサービスを提供する。
 - 5 入居者が入院のために長期にわたり不在となる場合は、入居者及び家族の同意を得て短期利用共同生活介護の居室に利用することがある。なお、その期間の居室料等の経費については入居者ではなく、短期利用共同生活介護の利用者が負担するものとする。

(利用料等)

- 第9条 サービスを提供した際の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。尚、当該サービスが法定代理受領サービスに該当する場合は利用者が支払う額は介護保険負担割合証に記載された負担割合に則り、その1割から3割とする。ただし、次に掲げる項目については、別に料金の支払いを受ける。

- (1) 居室使用料 65,000円/月
短期利用(空室利用) 2,500円/日
短期利用(空室がなく、緊急時に専用スペース利用) 1,000円/日
 - (2) 食材料費(おやつ代・飲み物代含む) 1,300円/日
内訳 (・朝食250円 ・昼食(おやつ代含)650円 ・夕食400円)
 - (3) 水道・光熱費 1,300円/日
居室内に電化製品を持ち込み、使用した場合1日50円追加となります。
(ベッドやエアマット、髭剃りなど生活必需品は対象外となります。)
 - (4) 教養娯楽費 50円/日 (1月1,500円上限)
 - (5) 介護用品使用料(介護用ベッド) 5,000円/月
※利用者の希望により使用する場合
 - (6) 受診付添支援費 650円/30分
 - (7) 社用車使用料 500円/5km毎
 - (8) 複写代 10円/1枚
 - (9) その他日常生活において通常必要となる費用で、利用者の要望により生じ、利用者が負担することが適当と認められる費用は実費とする。
 - (10) 退去時費用・・・契約終了時の原状回復費用は実費相当をいただきます。
- 2 入院・外泊中も居室料をいただきます。
なお、(介護予防)短期利用認知症対応型共同生活介護サービスをご利用の方に居室を貸し出す場合は、居室料の請求はいたしません。
- 3 夕食(職員の状況によっては朝食も)を提供業者に委託しているため、急な入院や外泊で食材のキャンセルができない場合は、夕食代400円(職員の状況によっては朝食代250円)の支払いをお願い致します。
 - 4 月の中途における入所又は退所については日割り計算とする。
 - 5 利用料の支払いは、月毎に発行する請求書に基づき、指定する期日までに受けるものとする。

(利用にあたっての留意事項)

- 第10条 本事業の利用対象者は、要支援2,要介護1～5の者であって認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たす者とする。

- (1) 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと
- (2) 自傷他害のおそれがないこと
- (3) 常時医療機関において治療する必要があること
- 2 利用後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退所してもらう場合がある。
- 3 退所に際しては、利用者及びその家族の意向を踏まえたうえで、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退所に必要な援助を行う。
- 4 短期利用共同生活介護の利用者の入退去に際しては、利用者を担当する介護支援専門員と連携を図ることとする。

(入居するにあたっての注意事項)

第11条 他人に迷惑となるような大声を出さないこと。器物破損しないこと。

- 2 煙草を吸う場合は、きちんと決められた場所にて行うこと。(敷地内禁煙)
(職員同行のもと施設敷地外にて)
- 3 外出・外泊の際は、職員に行き先を届け出て、その了解を得ること。
- 4 テレビ・ラジオ等の音量は適正にし、ゆったりと過ごすこと。(必要であれば持込可)
- 5 身体及び衣類について、不衛生と職員に判断された場合はその指示に従うこと。
- 6 衛生管理上、食品の持ち込みの際は、職員に申し出て1回で食べきれぬ量とすること。
- 7 その他、他人に迷惑となるような行為はしないこと。

(記録の整備)

第12条 本事業のサービスを提供した場合は、必要な記録を所定の書面に記載し記録する。

- 2 サービス提供に関する記録は、その完結日から5年間保管します。

(秘密の保持)

第13条 本事業所の職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。

- 2 職員であった者が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講ずる。(職員と秘密保持誓約書を締結)

(身体拘束の禁止)

第14条 事業所は、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束」という。)を行いません。緊急やむを得ず身体的拘束を実施する場合は、その事由を利用者及びご家族、代理人等に文書で説明し同意を得ます。

- 2 事業所は、緊急やむを得ず行う身体的拘束について、実施状況の記録を整備し、その廃止に向け定期的に検討する取り組みをします。

(苦情処理)

第15条 利用者及び家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(損害賠償)

第16条 利用者に対するサービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

- 2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(非常災害対策)

第17条 防災対応 消防法に基づき作成している「消防計画」及び「オークランドホーム荒楯町さくら苑(こまくさ・ひなぎく)非常災害及び火災・風水害・地震の避難マニュアル」「オークランドホーム南原町木洩れ陽非常災害及び火災・風水害・地震の避難マニュアル」により対応します。

防災設備 ・スプリンクラー ・避難階段 ・自動火災報知機 ・火災通報装置 ・誘導灯
・消火器

避難訓練 消防計画に基づいて必要な避難訓練を年2回実施します。

消防計画 消防署届出済

さくら苑防火管理者 オークランドホーム荒楯町さくら苑 こまくさ 管理者 鏡 勇介
木洩れ陽防火管理者 オークランドホーム南原町木洩れ陽 管理者 伊藤 美由紀

(緊急時における対応)

第18条 利用者の心身の状態に急変その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医又は協力医療機関等へ連絡を行う等必要な措置を講ずるとともに、利用者の家族等に連絡するものとする。

(衛生管理)

第19条 利用者の使用する備品等を清潔に保持し、定期的に消毒を施すなど、常に衛生管理に留意するものとする。

2 職員は、感染症等に関する知識の習得に努める。

(勤務体制の確保)

第20条 利用者に対する適切な事業の提供を確保するため指定基準の人員配置に基づいて職員の勤務体制を定めるものとする。

- 2 前項の介護従業者の勤務体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう配慮するものとする。
- 3 従業者等の質の向上を図るため、研修の機会を確保できる勤務体制とする。

(調査への協力等)

第21条 事業所は、提供したサービスに関し、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切なサービスが行われているかどうかを確認するために市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(その他運営についての重要事項)

第22条 従業者等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

- ① 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- ② 経験に応じた研修 随時

- 2 事業所はこの事業を行うため、記録物を整理する事に努める。
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項はホーム長が定めるものとする。

(虐待防止のための措置)

第23条 利用者等の人権の擁護、虐待の防止等のために、次の措置を講じます。

- ①事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及び職員に対してその結果について周知徹底。
- ②事業所における虐待防止のための指針の整備。
- ③職員に対する虐待防止のための研修の定期的な実施。
- ④虐待防止に関する措置を適切に実施するため、事業所内に責任者を配置。

責任者	さくら苑こまくさ	管理者	鏡 勇介
	さくら苑ひなぎく	管理者	斉藤 秀美
	木洩れ陽	管理者	伊藤 美由紀

⑤虐待を受けたと思われる利用者について、市町村への報告。

附 則

変更	平成14年 8月 1日より施行する。
変更	平成16年 8月20日より施行する。
変更	平成17年 1月15日より施行する。
変更	平成17年 9月 1日より施行する。
変更	平成18年 3月 3日より施行する。
変更	平成21年 3月 3日より施行する。
変更	平成24年 4月 1日より施行する。
変更	平成26年 4月 1日より施行する。
変更	平成27年 8月 1日より施行する。
変更	平成28年 3月 1日より施行する。
変更	平成29年 2月 1日より施行する。
変更	平成30年 1月 1日より施行する。
変更	平成31年 1月 1日より施行する。
変更	令和 元年 6月 1日より施行する。
変更	令和 4年12月 1日より施行する。
変更	令和 6年10月20日より施行する。
変更	令和 6年12月 1日より施行する。
変更	令和 7年 4月 1日より施行する。
変更	令和 7年 8月 1日より施行する。